

ネットリンク加盟店規約

第1条 目的

ネットリンク加盟店規約（以下、「本規約」という。）は、ネットリンク株式会社（以下、「当社」という。）が提供するネットリンクアフィリエイトサービス（以下、「当サービス」という。）を加盟店が利用するにあたっての利用条件を定めるものであり、加盟店登録申込者は、本規約に同意した上で加盟店登録の申し込みを行い、ネットリンク加盟店契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第2条 定義

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の通りとする。

- ①「ネットリンクアフィリエイトサービス」とは、ブロガー会員のサイト上で加盟店の広告を掲載し、その広告効果に基づき加盟店がブロガー会員に対してコミッション料を支払う仕組みを提供する、当社のサービスをいう。
- ②「加盟店」とは、本規約に同意の上、当サービス利用のために登録を申込み、当社が承諾した者をいう。
- ③「ブロガー会員」とは、ネットリンクブロガー会員規約に同意の上、当サービス利用のために登録を申込み、当社が承諾した者をいう。
- ④「閲覧者」とは、ブロガー会員のサイトへアクセスする者をいう。
- ⑤「クーポン利用者」とは、加盟店の提供するサービスを受けるために加盟店の発行するクーポンを取得する者をいう。
- ⑥「代理店」とは、ネットリンク代理店契約書に同意の上、代理店として当社が承諾した一次代理店及び二次代理店をいう。
- ⑦「利用料金」とは、加盟店初期費用、システム利用料、及びコミッション料などの加盟店が支払うべき費用の一切をいう。
- ⑧「コミッション料」とは、加盟店よりブロガー会員に支払われる成功報酬のことをいう。
- ⑨「サイト」とは、ホームページ、ブログの総称をいう。
- ⑩「ネットリンクサイト」とは、当社の提供するサイトのことをいう。

第3条 規約の範囲等

1. 本規約は、当サービスを利用する際の一切について適用されるものとする。
2. 加盟店は、加盟店登録の申し込みを行った時点で、本規約に同意したものとみなす。また、当社の指定する代理店において本規約を行なった場合も同様とする。
3. 加盟店および当社は、本規約に基づき、当サービスの適切な運営に努めなければならない。

第4条 規約の改定

1. 当社は、必要があると判断した場合には、いつでも本規約を改定することができる。
2. 本規約を改定した場合には、本サービスに関する一切の事項は改定後の規約による。

第5条 登録申込み

1. 加盟店になろうとする者は、本規約に同意の上、当社の所定の手続により登録を申し込み、当社の所定事項を登録しなければならない。
2. ネット環境等が無くても登録は可能とする。ただし、電子メールアドレスを有しない者は、当社の特別の承認を得ない限り、加盟店となることはできない。
3. 日本国外の営業所、日本国外に営業拠点を置く者は、加盟店となることはできない。

第6条 登録申込みの承諾

1. 当社は、登録申込みに対し、(株)おきしん保証サービスの必要な審査・手続きを経た後にこれを承諾する。
2. 当社は、登録申込みを承諾した場合、当社の定める方法によりその旨通知し、当社の通知が到達した時

点で加盟店となる。また、その日付を利用開始日とする。

第7条 登録申込みの不承諾、停止、取り消し

1. 当社は、審査の結果、加盟店とすることが不相当と判断した場合には、その申込みを承諾しないことがある。
2. 当社は、申込み承諾後においても、加盟店とすることが不相当と判断した場合には、事前の通知をすることなく承諾した加盟店の加盟店資格を停止ないし取り消すことができる。
3. 前二条において、申込みを承諾しない場合または加盟店資格を停止ないし取り消した場合には、当社はその理由を説明または開示する義務を負わない。

第8条 加盟店認証

1. 加盟店は、当サービスに登録後、加盟店 ID・パスワード等の情報を使用して、当社の提供する加盟店専用ページを閲覧できるものとする。
2. 加盟店が登録した加盟店 ID・パスワード等の情報の管理及びその使用に関しては、その一切の責任を加盟店が負う。
3. 加盟店 ID・パスワード等の情報の第三者への譲渡、売買、貸与、質権の設定その他担保に供する等の行為はできない。
4. 加盟店は、加盟店 ID・パスワードが第三者に知られた場合、並びに加盟店 ID・パスワードを入力した装置を第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとする。
5. 加盟店は、パスワードを第三者に知られることを防止するため、定期的にパスワードを変更する義務を負う。
6. 加盟店 ID・パスワード並びに加盟店 ID・パスワードを入力した装置において、管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は加盟店が負う。

第9条 クーポンの内容等

1. クーポンは次の2種類とする。
 - ①発行時課金クーポン クーポンが発行された時に課金されるもの
 - ②利用時課金クーポン クーポンが発行された後、クーポン利用者が加盟店にてクーポンを持参し、加盟店がクーポンの課金処理をした時に課金されるもの
2. 加盟店は、クーポン利用者が持参したクーポンを確実に課金処理しなければならない。
3. 加盟店は、発行するクーポンを日々適切に管理し、ブロガー会員、閲覧者及びクーポン利用者に対して常に新しい情報を提供しなければならない。

第10条 クーポンの利用等

1. ブロガー会員が加盟店の発行するクーポンを自らの運営するサイトへの貼付けを希望する場合、クーポン貼付け申込みのメールを当社にて送信する。
2. 加盟店は、当社の送信したクーポン貼付け申込みのメールを即座に確認し、ブロガー会員及び当社に対してクーポン貼付け可否のメールを返信するものとする。ただし、自動承認を設定した場合は、この限りではない。
3. 加盟店は、ブロガー会員及び当社に対してクーポン貼付け可否をする前に、クーポンの内容及びブロガー会員のサイトの記事等を確認するものとする。ただし、自動承認を設定した場合は、この限りではない。

第11条 加盟店情報

1. 加盟店情報とは、当社に登録した事項およびネットリンクサイト内やクーポン内容に加盟店が記述した情報および広告に関する全てをいう。
2. 加盟店情報に対しては、加盟店が全責任を負う。
3. 加盟店は以下の内容を加盟店情報として記述することはできない。

- ①真実でないもの
- ②他人の名誉または信用を傷つけるもの
- ③わいせつな表現またはヌード画像を含むもの
- ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等、その他他人の権利を侵害するもの
- ⑤コンピューターウイルスを含むもの
- ⑥公序良俗に反するもの
- ⑦法令等に違反するもの
- ⑧その他、当社が不相当と判断したもの

第12条 加盟店情報変更の届出

1. 加盟店は、加盟店情報の内容に変更があった場合には、当社が別途定める方法で速やかに変更の届出をしなければならない。
2. 前項の届出のない場合、当社は加盟店情報に変更のないものとして取り扱うことができる。
3. 本条各項により生じた損害については、加盟店が負担する。

第13条 情報利用等

1. 法人名または事業者氏名、住所、電話番号、代表者名および担当者名はサイト上で公開される場合がある。
2. 当社は、加盟店の情報を以下の目的で利用することができる。
 - ①加盟店情報の掲載のため
 - ②本人確認、認証サービスのため
 - ③料金請求、課金計算のため
 - ④アフィリエイト、ポイントサービス提供のため
 - ⑤アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - ⑥アンケート実施のため
 - ⑦懸賞、キャンペーンの実施のため
 - ⑧マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - ⑨決済サービス、物流サービスの提供のため
 - ⑩新サービス、新機能の開発のため
 - ⑪特別クーポン、当社コンテンツその他の情報提供サービス、システム利用サービスの提供のため
 - ⑫当社及び第三者の商品等（旅行、保険その他の金融商品を含む。以下同じ。）の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - ⑬当社及び第三者の商品等の広告または宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。）のため
 - ⑭システムの維持、不具合、トラブル対応のため
3. 当社は、以下に定める場合には、加盟店情報を第三者に提供することができるものとする。
 - ①個人情報保護法その他の法令により認められた場合
 - ②加盟店の同意がある場合
 - ③裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
 - ④保険金請求のために保険会社に開示する場合
 - ⑤加盟店が当社所定のツールを利用した場合でブロガー会員またはクーポン利用者もしくは代理店に開示する場合
 - ⑥加盟店が当社またはブロガー会員に対し支払うべき料金その他の金銭の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、回収代行業者、その他の決済またはその代行を行う事業者が開示する場合
 - ⑦当社が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
 - ⑧当社に対して秘密保持義務を負う者に対して開示する場合
 - ⑨当社の権利行使に必要な場合
 - ⑩合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合

第14条 利用料金の支払方法

1. 加盟店は、当社の定める金額を次の方法により支払うものとする。
 - ①当社の定める前払い金をあらかじめ当社に対して支払う方法
 - ②当社の定める銀行口座からの振替により支払う方法
 - ③当社が特に承認した方法
2. 第14条2項①に関し、前払い金の支払いが無い場合には、当サービスを受けられないものとする。
3. 第14条2項②に関し、加盟店は当サービスの利用にあたり、利用開始日の翌日より、毎月1日から当月末日を利用月として毎月末日を利用料金の締切日とする。
4. 第14条2項②に関し、利用料金の支払期日は翌月27日とし、27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。
5. 第14条2項②に関し、支払期日までに当社の定める金額を支払わなかった場合、加盟店は当社に対し、支払期日の翌日より年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。
6. 第14条2項②に関し、支払期日の翌日から起算して1ヶ月以上に渡り支払いが見込めない場合には、当サービスの全ての利用を停止し、加盟店資格を取り消し、当社に関連する媒体からの加盟店情報の削除、廃除を行い、管轄裁判所に訴訟の手続きを行う。
7. 手数料その他の費用に関しては、加盟店の負担とする。

第15条 加盟店資格の譲渡禁止等

加盟店は、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、貸与、質権の設定その他担保に供する等の行為はできない。

第16条 違反等

1. 加盟店が本規約に違反した場合、加盟店の支払金額が当社の定める基準に達しない場合、他の加盟店またはブローガー会員及び当社に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合は、当社は次の措置をとることができる。
 - ①当社の定める期間はクーポン内容の変更または削除を認めないこと。
 - ②加盟店資格を取り消すこと。この場合、前払い金（登録料他）は返還せず、預り金は取消日を基準に清算する。
2. 前条の措置により加盟店に損害が生じても、当社は一切その損害を賠償しない。

第17条 退会

1. 加盟店は、退会日の3ヶ月前までに当社へ届け出、当社所定の手続きにより退会することができる。
2. 加盟店の権利は、退会と同時に消滅するものとする。
3. 当社は、加盟店が退会した場合、前払い金（登録料他）は返還せず、預り金は退会日を基準に清算する。

第18条 当社からの通知

当社からの通知は、当社に登録された加盟店の電子メールアドレスにメールを送信したことをもって、メールが通常到達するときに到達したものとする。

第19条 当社の責任等

1. 当社の役割は、当サービスの健全な運営を行うことに限られる。
2. 当社は、当社の故意または重大な過失により加盟店に損害を与えた場合には、その上限を1,000,000円として損害を賠償する。
3. 当社は、本規約に定めのない事項で、当社の責めに帰すべき事由により加盟店に損害が生じた場合は、その上限を1,000,000円として損害を賠償する。
4. 加盟店は、ブローガー会員、閲覧者及びクーポン利用者と何らかのトラブルが生じた場合、当事者間で直接解決することとし、当社は一切責任を負わない。
5. 加盟店が提供するクーポン・商品・サービス・情報及び取引等について、当社は一切責任を負わない。

6. 加盟店 ID・パスワードについて盗用その他の事故があっても、当社は一切責任を負わない。
7. 加盟店の故意・過失でクーポンの課金処理がされても、当社は一切責任を負わない。
8. 通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等によって加盟店に生じる損害については、当社は一切その責任を負わない。

第20条 サービスの提供条件

1. 当サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、加盟店の費用と責任で備えるものとする。
2. 当社は、メンテナンス等のために、事前にネットリンクサイト上で通知した上で当サービスを終了、中止または変更することがある。ただし、緊急の必要がある場合は、事前通知を要しない。

第21条 その他協議

本規約に定めのない事項が発生したときは、加盟店及び当社は誠意をもって協議し解決することとする。

第22条 公租公課

本サービスの利用に基づく費用、手数料等に関して課される消費税その他の公租公課は、加盟店の負担とする。

第23条 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第24条 専属管轄裁判所

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

本規約は平成18年10月17日から施行する。

以上